

【総合取引約款 新旧対照表（2023年4月1日）】（下線部分変更箇所）

旧	新
<p>総合取引約款</p> <p style="text-align: right;">2022年4月</p>	<p>総合取引約款</p> <p style="text-align: right;">2023年4月</p>
<p>（総合取引の申込み）</p> <p>第 3 条 お客さまは、当社所定の「投資信託総合取引申込書 兼 振替決済口座開設申込書」（以下「総合取引申込書」といいます。）に<u>必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを当社に提出することによって総合取引を申込みものとし、当社がこれを承諾して所定の手続きを完了した場合に限り、総合取引を開始することができます。</u></p>	<p>（総合取引の申込み）</p> <p>第 3 条 お客さまは、当社所定の「投資信託総合取引申込書 兼 振替決済口座開設申込書」（以下「総合取引申込書」といいます。）によって総合取引を申込みものとし、当社がこれを承諾して所定の手続きを完了した場合に限り、総合取引を開始することができます。</p>
<p>（お届け印）</p> <p>第 4 条 お客さまには、前条の申込みにあたって、<u>この約款に基づく総合取引に使用するためのお届け印</u>を届け出させていただきます。</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第 4 条 お客さまには、前条の申込みにあたって、<u>個人の場合においては、住所、氏名、個人番号、生年月日、職業、投資目的等、法人の場合においては、届出印、所在地、名称、代表者等の役職氏名、法人番号、事業内容、投資目的及び実質的支配者等</u>を届け出させていただきます。</p>
<p>（申込事項の変更）</p> <p>第 6 条 1. 改名、転居、<u>お届け印</u>の変更、第 12 条第 2 号に定める指定預金口座の変更など<u>申込事項に変更があった場合には、速やかに当社所定の書面にてお届けください。</u></p> <p>2. 前項の<u>お届け</u>の際、住民票、印鑑証明書等当社が必要と認める書類をご提出いただく場合があります。</p>	<p>（届出事項の変更）</p> <p>第 6 条 1. 改名、転居、<u>届出印</u>の変更、第 12 条第 2 号に定める指定預金口座の変更など<u>届出事項に変更があった場合には、速やかに当社所定の手続きにより届け出させていただきます。</u></p> <p>2. 前項の<u>届出</u>の際、住民票、印鑑証明書等当社が必要と認める書類をご提出いただく場合があります。</p>
<p>（取得の申込み）</p> <p>第 10 条 1. お客さまが当社に取扱商品の取得を申し込む際は、<u>当社はお届け印の確認等</u>、当社の定める相当の方法により確認することとします。</p>	<p>（取得の申込み）</p> <p>第 10 条 1. お客さまが当社に取扱商品の取得を申し込む際は、<u>当社は、お客さま本人による申込みであることを</u>当社の定める相当の方法により確認することとします。</p>
<p>（免責事項）</p> <p>第 24 条 当社は以下の各号の損害についてはその責を負いません。</p> <p>(1)当社が、当社所定の書類に押なつされた印影と<u>お届け出の印鑑</u>が相違ないものと認め、投資信託受益権振替決済口座に係る手続きを行ったこと又は金銭を返還したことにより生じた損害 <u>（新設）</u></p> <p><u>(2)当社が、当社所定の書類に押なつされた印影がお届け出の印鑑と相違するため、投資信託受益権振替決済口座に係る手続きを行わなかったこと又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>(3)当社が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害</u></p> <p><u>(4)天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き及び投資信託受益権振替決済口座に係る手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</u></p> <p><u>(5)電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害</u></p> <p><u>(6)お客さまが第6条の届出を行わなかったことにより生じた損害</u></p> <p><u>(7)その他、当社の責めによらずに生じた損害</u></p>	<p>（免責事項）</p> <p>第 24 条 当社は以下の各号の損害についてはその責を負いません。</p> <p>(1)当社が、当社所定の書類に押なつされた印影と<u>届出印</u>が相違ないものと認め、投資信託受益権振替決済口座に係る手続きを行ったこと又は金銭を返還したことにより生じた損害</p> <p><u>(2)前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法によりお客さま本人であると判断したうえで、申出事項に応じたことによる損害</u></p> <p><u>(3)当社が、当社所定の書類に押なつされた印影が届出印と相違するため、投資信託受益権振替決済口座に係る手続きを行わなかったこと又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害</u></p> <p><u>(4)前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法により判断してもお客さま本人であると認められず、申出事項に応じなかったことによる損害</u></p> <p><u>(5)当社が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害</u></p> <p><u>(6)天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続き及び投資信託受益権振替決済口座に係る手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</u></p> <p><u>(7)電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害</u></p> <p><u>(8)お客さまが第6条の届出を行わなかったことにより生じた損害</u></p> <p><u>(9)その他、当社の責めによらずに生じた損害</u></p>
2022年4月1日	2023年4月1日